

特別会計予算内款内各項金額流用について

昭和三十七年度 特別会計国民健康保険、簡易水道、観光施設事業歳出

予算内款内各項金額は、左記科目につき町長においてこれを流用するこ
とができる

記

一、特別会計 国民健康保険歳出予算

△事業勘定△役場費、保険給付費、保険施設費、諸支出金

△施設勘定△施設費、諸支出金

一、特別会計 簡易水道歳出予算

△簡易水道費

一、特別会計 観光施設事業歳出予算

△会館運営費、国民休養施設事業費、諸支出金

昭和三十七年三月十日 提出

三朝町長

坂

出

雅

己

昭和三十七年三月十七日 原案可決 三朝町議会議長

矢田秀雄

